

許可番号： 大保第1-95号
整理番号： LIC20230000119280

営業許可証

営業者住所 岩手県大船渡市立根町字細野23-3

営業者氏名 カブシキガイシャアトラス
株式会社アトラス

(法人の場合は、その名称及び住所)

令和5年8月29日 付けて申請のあった営業については、
食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日： 令和5年9月14日

岩手県大船渡保健所長 柴田繁啓



記

- 営業の所在地 岩手県大船渡市立根町字細野23番地3
- 営業の種類 ① 飲食店営業
- 営業所の名称
屋号又は商号 アトラスキッキン
- 有効期間 令和5年9月21日 から 令和10年9月20日 まで
- 備考 移動食品

岩手県指令大保第1-95号
岩手県大船渡市立根町字細野23-3
株式会社アトラス

令和5年8月29日付けで申請のあった営業については、食品衛生法第55条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

令和5年9月14日

岩手県大船渡保健所長 柴田繁啓



1 営業の所在地 岩手県大船渡市立根町字細野23番地3

2 営業の種類 ① 飲食店営業

3 有効期間 令和5年9月21日 から 令和10年9月20日 まで

4 許可条件 営業の場所は、衛生上支障のない場所を選んで行うこと。営業の用に供する自動車の登録番号 岩手830せ615。営業区域は県内一円(盛岡市を除く)。

付記1 この処分に不服がある場合は、この指令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。なお、この指令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

付記2 この処分については、この指令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として、(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この指令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。